特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル:	名
児童手当システムファイル、宛	名ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、141、161の項、第44条、127条、143条、163条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適	用
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月31日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か	令和	6年10月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎項目評価書	書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク対領	きの詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) []提	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	・認定請求・各種届出書の届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返却する。 ・児童手当システムへ入力内容を反映する際には、入力担当と点検担当を別にし二重チェックを行うこと で資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。						

9. 監査								
実施の有無		[]]自己点検	[0]	内部監査]	〕外部監査	
10. 従業者に対する	教育▪啓	発						
従業者に対する教育・科	啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行)
11. 最も優先度が高	いと考え	られ	る対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考 る対策		(選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	権限のない者によっ 技 的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ を超えた組付ける を記ませは、移口一位 情報提供ネットワーク 情報提供ネットワーク 特定者に対する教育	つれるリスク 、事務に必 て不正に使 な使用等の 行われるリン ウシステムを フシステムを しい・滅失・見	への対策 要のない情幸 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	限との紐付けがれ クへの対策 対策 (委託や情報提供ネ 外の入手が行わ な提供が行われ	ットワークシステムをj れるリスクへの対	通じた提供を除く。) 対策
当該対策は十分か【再		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	る されている	
判断の根拠	2		びシステムへのログ。 抑止するとともに、損。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 高井 美樹	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I8 連絡先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月20日	I1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	養育している者に児童手当を支給する事務。	生活の安定に奇与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。(令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和4年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載)	事前	令和3年度子育で世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I 2 特定個人情報ファイル名	児童手当システムファイル、宛名ファイル	児童手当システムファイル、宛名ファイル、臨時 給付金ファイル	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号 法第9条第1項別表第1の100の項	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30 の項、74の項、75の項、87の項	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30 の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務 省令第73条、別表第一告示 3号、4号	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和5年2月27日	I 1②事務の概要	(略) 令和3年度子育で世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育で世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育で世帯への臨時特別給付」に係る記載)	(略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載) サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 1③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間 サーバ	児童手当システム、宛名管理システム、中間 サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号 法第9条第1項別表第1の100の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56、100の項	事後	年1回の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30 の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務 省令第73条、別表第一告示 3号、4号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87 の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告 示 3号、4号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	IV5特定個人情報の提供・移 転	十分である	提供・移転しない	事後	年1回の見直しによるもの
令和6年8月20日	I 1②事務の概要	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載)サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9 条第1項別表第1の100の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87 の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告 示 3号、4号	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の74、75の項 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の26、30、87、106の項	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	Ⅱ 1対象人数いつ時点の計数 か	平成26年6月30日	令和6年1月31日	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	Ⅱ2取扱者数いつ時点の計数 か	平成26年6月30日	令和6年1月31日	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	Ⅱ3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	IV1提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和7年1月24日	I 1②事務の概要	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)
令和7年1月24日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表の81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第44条	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19宋第8号	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、141、161の項、第44条、127条、143条、163条	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)
令和7年1月24日	Ⅱ 1対象人数いつ時点の計数 か	令和6年1月31日	令和6年10月31日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅱ2取扱者数いつ時点の計数 か	令和6年1月31日	令和6年10月31日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅱ3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年1月24日		基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV1提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅳ8人手を介在させる作業	_	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	_	3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策/十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)